

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年8月6日

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会長 堀 哲

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度九都県市指定低公害車普及状況調査委託

(2) 委託内容

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、低炭素（低燃費）及び低排出ガスの両方の性能を満たした自動車を、「九都県市指定低公害車（以下「指定低公害車」という。）」として指定し、九都県市あおぞらネットワークで公表している。

本委託は、平成31年3月31日時点の九都県市域内における指定低公害車の普及台数を調査することで、指定低公害車の普及状況を把握することを目的とする。

(3) 履行場所

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会 事務局

（〔令和元年事務局〕東京都環境局環境改善部自動車環境課）

（〔令和2年事務局〕川崎市環境局環境対策部大気環境課）

(4) 契約期間

契約確定の日の翌日から令和2年3月13日（金曜日）まで

(5) その他

本案件は紙による入札を行う。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)及び(2)の事項に該当し、かつ、4により事前に資格があることの確認を受けた者がこの入札に参加することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者

ウ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをした

とき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等（以下「経営不振の状態」という。）。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都物品買入れ等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者）

(2) 九都県市いずれかの都市において競争入札へ参加する資格を有すること。

3 契約条項等に関する事項

(1) 公開期間

公告の日から令和元年8月20日（火曜日）16時00分まで

(2) 入札説明書の配布は行わないため、本入札公告の内容により確認すること。契約条項は、紙での配布・縦覧は行わず、九都県市あおぞらネットワークウェブサイト（<http://www.9taiki.jp/>）に掲載する。

(3) 担当

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会 事務局
（東京都環境局環境改善部自動車環境課） 担当：谷本
電子メール：S0000628@section.metro.tokyo.jp
電話：03-5388-3525

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、①入札参加希望票、②九都県市における競争入札参加資格審査結果通知書等の写しの2点を電子メールにて提出することで、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

3 (1)に同じ。

(イ) 提出先

3 (3)に同じ。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月28日（水曜日）10時00分

イ 場所 東京都庁第二本庁舎20階中央 環境局環境改善部自動車環境課

ウ 郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）による場合の入札書の受領期限及び宛先

(ア) 受領期限 令和元年8月27日（火曜日）必着

(イ) 宛先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都環境局環境改善部自動車環境課 九都県市担当

(2) 入札方法等

総価で行う。本案件の消費税率は、10%が適用されている。そのため、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額にその100分の10に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 入札の無効

物品買入れ等競争入札等参加者心得(平成7年12月12日付7財経二第100号。以下「入札心得」という。)第13条に該当する場合

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 代理人をして入札等をさせる場合には、委任状を提出し、入札書には代理人の記名押印をすること。

(7) 入札参加希望票を提出した後に、入札を辞退する場合には、入札の日時までにその旨を必ず書面で届け出ること。

(8) 仕様書の内容について質問がある場合は、令和元年8月21日(水曜日)12時00分までに別紙質問書に質問事項を記入の上、電子メールにて3(3)の担当まで送付すること。
なお、送付された質問内容及び回答は、全ての入札参加希望者に連絡する。

6 その他

(1) 入札に参加する者は、入札心得を承諾の上入札すること。

(2) 書類の作成等に要する費用は、申し込む者の負担とする。また、申込みのために提出された書類は返却しない。

(3) この契約事務の担当部署 3(3)に同じ。